

情報公開条例・任期付職員の採用に関する条例の中核市調査一覧

H24.2.5・ホームページ確認

中核市名	情報公開条例 (○:外郭団体含む △:公営事業管理者含む ×:奈良市とほぼ同じ)	任期付き職員の採用に関する条例
1 函館市	○ 市長, 議会, 教育委員会, 選挙管理委員会, 公平委員会, 監査委員, 農業委員会, 固定資産評価審査委員会, 公営企業管理者, 消防長および函館市土地開発公社	有
2 旭川市	△ 市長, 教育委員会, 選挙管理委員会, 公平委員会, 監査委員, 農業委員会, 固定資産評価審査委員会, 水道事業管理者, 病院事業管理者, 消防長 及び議会	×
3 青森市	○ 市長, 教育委員会, 選挙管理委員会, 監査委員, 農業委員会, 固定資産評価審査委員会, 公営企業管理者及び議会並びに 市が設立した地方独立行政法人	有(任期付研究員条例もある)
4 盛岡市	△ 市長, 教育委員会, 選挙管理委員会, 公平委員会, 監査委員, 農業委員会, 固定資産評価審査委員会, 地方公営企業の管理者及び議会	有
5 秋田市	△ 市長, 教育委員会, 選挙管理委員会, 公平委員会, 監査委員, 農業委員会, 固定資産評価審査委員会, 公営企業管理者, 消防長 および議会	有
6 郡山市	×	×
7 いわき市	△ 市長, 教育委員会, 選挙管理委員会, 監査委員, 公平委員会, 農業委員会, 固定資産評価審査委員会, 消防長, 水道事業管理者, 病院事業管理者 及び議会	有
8 宇都宮市	×	有
9 前橋市	×	有
10 高崎市	○ 市長, 教育委員会, 選挙管理委員会, 公平委員会, 監査委員, 農業委員会, 固定資産評価審査委員会, 上下水道事業管理者, 議会及び 市が設立した地方独立行政法人	有
11 川越市	×	有
12 船橋市	×	有(短い)
13 柏市	△ 市長, 教育委員会, 選挙管理委員会, 監査委員, 農業委員会, 固定資産評価審査委員会, 公営企業管理者, 消防長 及び議会	×(条件付き採用期間)

14	横須賀市	×	市長、上下水道事業管理者、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び議会	有
15	富山市	△	市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、上下水道事業管理者、 病院事業管理者 、消防局長及び議会	有
16	金沢市	○	(個人情報保護と1本)市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、公平委員会、固定資産評価審査委員会、 公営企業管理者 、消防長及び議会並びに 本市が設立した地方独立行政法人	×
17	長野市	×	市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、上下水道事業管理者、消防長及び議会	有
18	岐阜市	×	市長、公営企業管理者、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、消防長及び議会	有
19	豊橋市	×	市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、水道事業及び下水道事業管理者、消防長及び議会	×
20	岡崎市	×	市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会、水道事業管理者の権限を行う市長及び消防長並びに議会	有
21	豊田市	×	市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会、事業管理者、消防長及び議会	有(特別任用職員の任用等に関する規則)
22	大津市	×	市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、公営企業管理者、消防局長及び議会	例外(地方公務員法第22条第1項・条件附採用期間中の職員)
23	高槻市	△	市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、 公営企業管理者 、消防長及び議会	有
24	東大阪市	×	市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、消防長及び水道企業管理者	有
25	姫路市	×	議会、市長、水道事業管理者、消防長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会	有
26	尼崎市	○	議会、市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、公営企業管理者及び消防長並びに地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定に基づき本市の公の施設の管理を行わせる指定管理者(以下「 指定管理者 」という。)及び尼崎市土地開発公社(以下「 土地開発公社 」という。)をいう。	有(短い・規則2本)
27	西宮市	×	市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会、水道事業管理者、消防長及び議会	有

28	奈良市	×	市長、水道事業管理者、消防長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会	×
29	和歌山市	△	市長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、 公営企業管理者 、消防長及び議会	有
30	倉敷市	×	市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、水道事業管理者、消防長及び議会	有
31	福山市	×	市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会、水道企業管理者及び議会	有
32	下関市	○	市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、 公営企業管理者 、消防長、議会及び 市が設立した地方独立行政法人	有
33	高松市	△	市長、 病院事業管理者 、上下水道事業管理者、消防局長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会および議会	×
34	松山市	△	公営企業管理者 、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び議会	有
35	高知市	×	市長、水道事業管理者、消防長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会	有
36	久留米市	○	市長、企業管理者、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び議会並びに 久留米市土地開発公社	有(久留米市臨時的任用職員に関する規程)
37	長崎市	△	市長、上下水道事業管理者、 病院事業管理者 、消防長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び議会	有
38	熊本市	△	市長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、 公営企業管理者 、消防長及び議会	有
39	大分市	×	市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、水道事業管理者、消防長及び議会	×
40	宮崎市	×	市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、上下水道事業管理者、消防長及び議会	例外(地方公務員法第22条第1項・条件附採用期間中の職員の期間延長)
41	鹿児島市	×	市長、 公営企業管理者 、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び議会	×
			※7市において土地開発公社等の市が設立した外郭団体や地方独立行政法人が含まれる。 ※12市において病院等の公営企業管理者が含まれている。(直営のみの可能性あり)	※41市中31市75%で制定済 ※地公法によるもの2市を含むと33市80%

※熊本市は例規集の条例名の全てに担当課の名称を明記している。例規集の独自システムは西宮市、高知市、鹿児島市の3市